

平成 29 年度 計算書類附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

該当がありませんので作成を省略します。

2 引当金の明細

期首及び期末に残高がありませんので作成を省略します。

以上

財務諸表に対する注記

重要な会計方針

- (1) 公益法人会計基準 (平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会) を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却方法
什器備品は定率法によって減価償却を実施し、帳簿価格を直接減額している。
- (3) 消費税に関する会計処理方法
消費税の会計処理は税込方式で行っている。

以上